

「学校いじめ基本方針」

田川市立大浦小学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

家庭・地域・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを発見した場合には、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

□「いじめ」とは、児童等に対して、児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、卑劣きわまりない行為であり、それを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。

□「いじめはどの学校・学級でも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送ることができ、さまざまな活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるように、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教育課程部	教務主任
		教諭	児童支援部	生徒指導主任
		教諭	児童支援部	人権・同和教育担当
		教諭	特別支援教育部	特別支援教育コーディネーター
	教諭		いじめ事案の該当担任	
	外部専門家等	スクールカウンセラー		
		スクールソーシャルワーカー		
学校医				
市教委指導主事				

イ 役割

役割（いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発、いじめの未然防止の取組、いじめの早期発見の取組、発見したいじめへの組織的な対応）

定期的な開催（月1回以上）

（3）関係機関との連携

学校サポート協議会

学校評議員会

校区活性化協議会（青少年育成部会）

PTA（会長・分会長・校外補導委員長）

市青少年対策室

田川警察署（少年係）

田川市要保護児童対策地域協議会

（4）報告体制

いじめを発見した場合は、必ず校長に報告する。

事実関係が確認できていなくても、いじめの兆候をとらえた場合や、いじめの情報が寄せられた時点で校長への報告を行い、対応について指示を受ける。

校長は、情報に基づき、校内いじめ問題対策委員会を開催する。

（5）教員研修

「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修会（年度当初）

「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）

講師を招聘した研修会（夏季休業などの長期休業期間）

（6）いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組

わかる授業づくり（全ての子どもが参加・活躍できる授業）

学習規律の徹底

支持的風土をもった集団づくり

リーダー養成プロジェクトの推進

道徳・人権学習の推進

イ いじめの早期発見の取組

朝の会、帰りの会や授業中などの観察

教育相談週間の実施

いじめに特化したアンケートの実施

生活状況チェックリストの実施

相談ポストの設置及び活用

ウ いじめの対処への取組

いじめに対する基本姿勢

いじめの疑いがある行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「校内いじめ対策委員会」が中心となって、事実の関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導など問題の解消までを行う。また、いじめが犯罪行為と認められる場合には、田川市教育委員会との連携を図り、田川警察署と相談しながら対処する。

1次・2次・3次対応による支援と指導等

いじめ問題の対処の流れ・・・「いじめ対応マニュアル」参照

市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用

①いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

②校長は、いじめの報告を受けた場合は、校内いじめ対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

③いじめられた児童のケアは養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭手との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。

警察等との連携（通報）

(6) ネット上のいじめの対応

情報モラル教育の充実

○教育課程に位置付けた情報モラル教育の完全実施

○情報化社会の変化に伴う内容と方法の適宜改善

保護者への啓発

○保護者への計画的啓発の実施

○保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

いじめへの組織的対応

○把握が難しいネットいじめの兆候の共有

○他機関との連携

(7) 教育相談体制

スクールカウンセラー等の活用

教育相談週間の充実

子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(8) 保護者・地域等への働きかけ

- P T A 行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(10) 取組状況の評価

- 児童支援部を中心として、各学期のいじめ防止の取組について評価・分析を行い、職員会議で全職員の共通理解を図る。

(11) 学校評価・教員評価

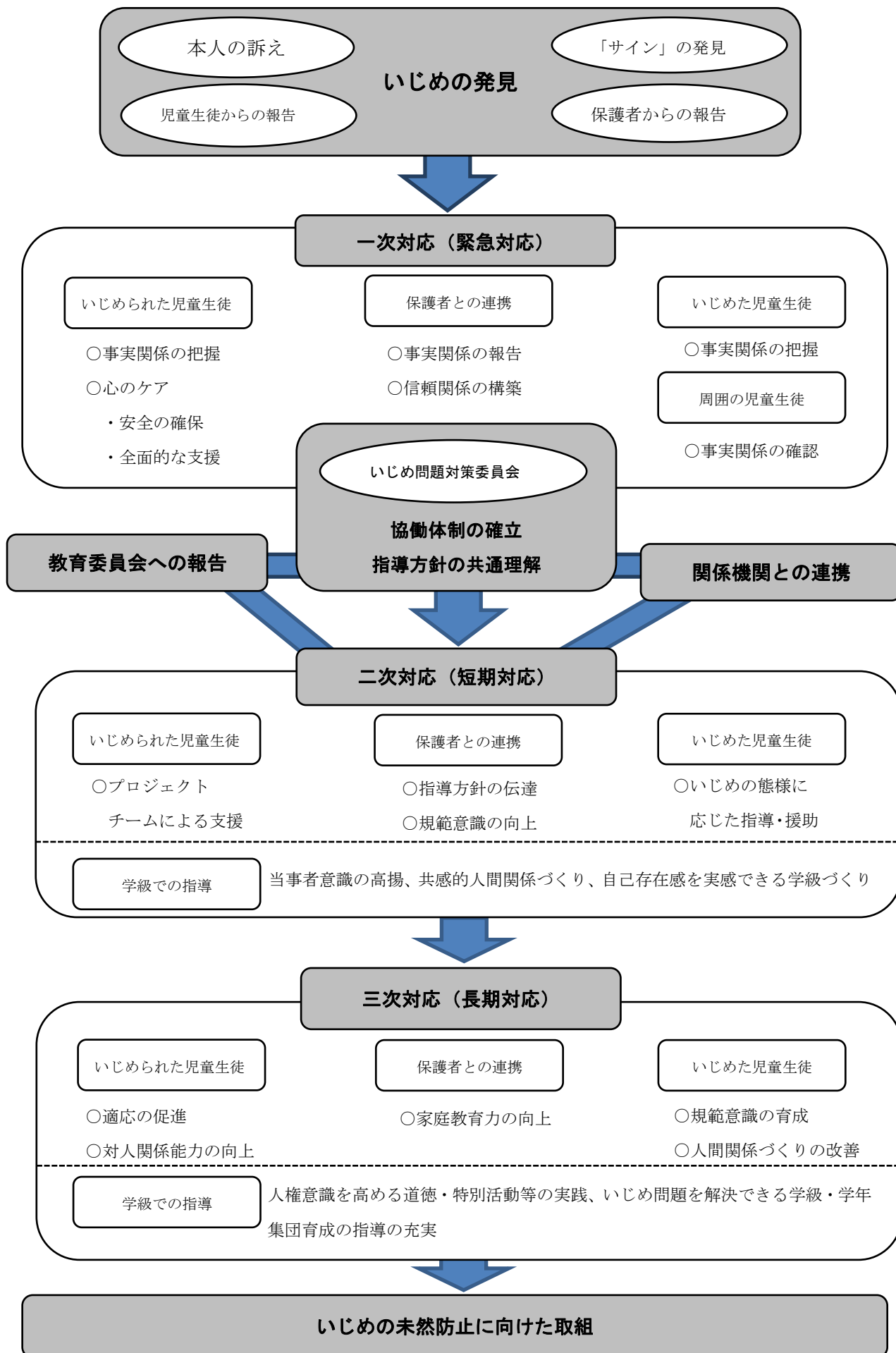
- いじめの実態把握やいじめへの対処を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、成果と課題を明らかにするとともに、改善への指標とする。
 - いじめの予防及び早期発見に関する取組
 - いじめの対処への取組 ※いじめが発生した場合
- 学校評価において、自己評価及び、学校評議員会を中心とした学校関係者評価の中で、取組の成果と課題を明らかにして改善を図る。

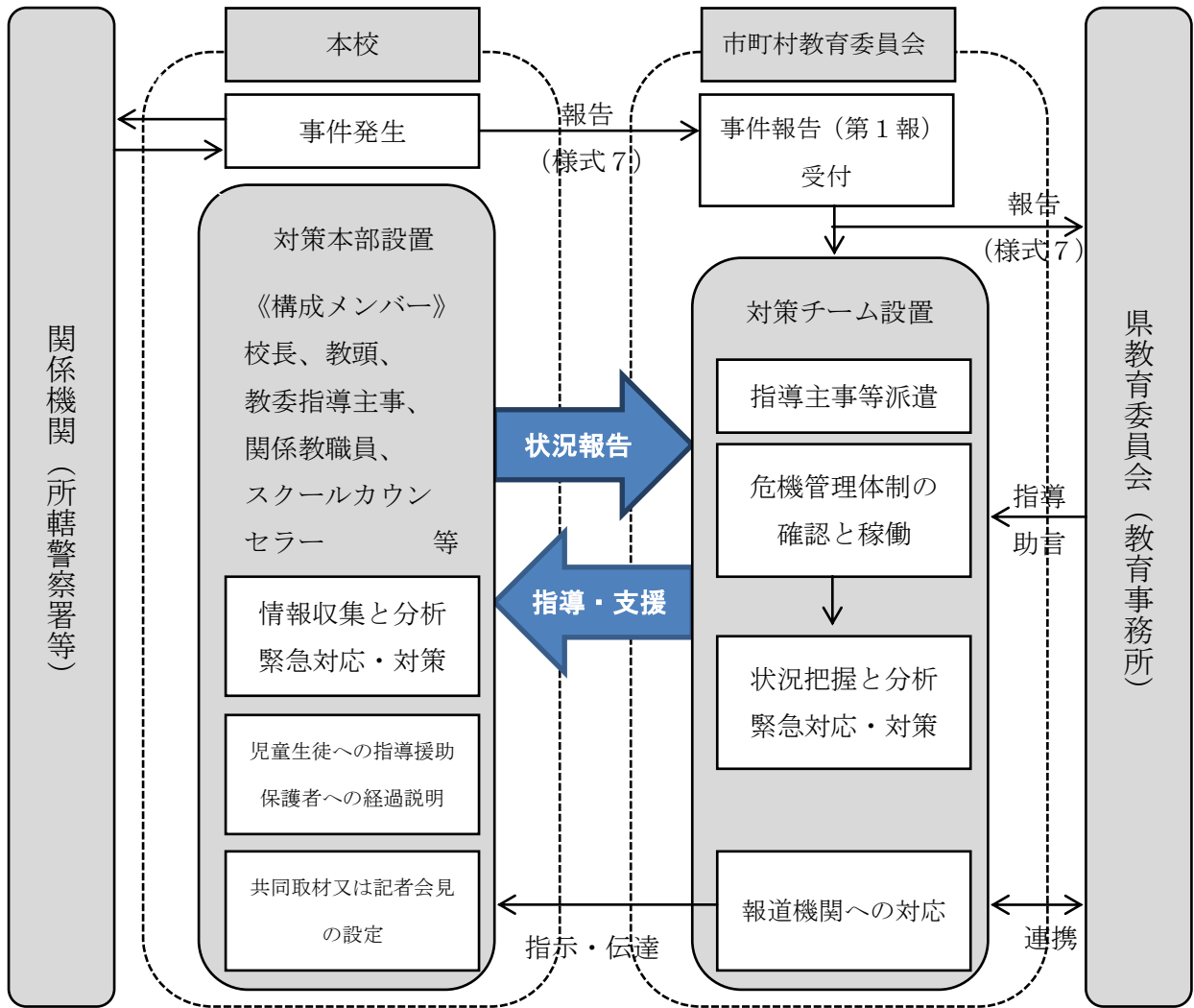
・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析の 取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の 児童生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト	*校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじ め撲滅への啓発・早期発見の ため「保護者用いじめチェッ クリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生 徒理解の研修会		・1学期の取 組を評価・分 析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期 発見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査(※学期に1回)	*校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応 リーフレット(家庭向け)」 の配付	・2学期の取 組を評価・分 析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向 け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート (※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		・年間の取組 を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		

※表(列)については、各学校の取組状況に応じて適宜追加すること。

・ 対応の手順





重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。